様式第3号（第二十七条関係）（裏面）

石綿による健康被害の救済に関する法律（抄）

第七十三条第二項　厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、当該職員に、労災保険の保険関係が成立している事業の事業場又は労働保険事務組合等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。